

議案第 9 1 号

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

放課後児童健全育成事業の内容について定めるこども家庭庁育成局長通知が発出され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されたことに伴い、同通知の規定を引用していた関係条例について、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第2条を削る。

附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第38号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第38号	京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第38号
第1条～第10条 (略) (職員)	第1条～第10条 (略) (職員)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの でなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
第12条～第22条 (略)	第12条～第22条 (略)
附 則 (施行期日)	附 則
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。
(職員の経過措置)	
第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>